

議案第四十号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年杉並区条例第三十八号）の一部
を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「平成二十三年特別令」という。）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同条中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント」（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

3 前項に規定する災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び平成二十三年特別令第十四条第七項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（提案理由）

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付けに係る特例を設ける必要がある。

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>1 附 則</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号。以下「平成二十三年特別令」という。）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは</p>	<p>略 附 則</p>

「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同条中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

3 | 前項に規定する災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び平成二十三年特別令第十四条第七項の規定によるものとする。